

YOUNG CARER

ヤングケアラー
支援のための

福祉サービスの手引き

この手引きは、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供）を支援するため、各種の福祉サービスについてまとめたものです。

令和5（2023）年6月
和歌山県福祉保健部

■ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般的に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供」とされており、おおむね以下のようなケースが想定されます。

ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4	ケース 5
家事や幼いきょうだいの世話をしている	高齢の家族がいて、見守りや介護をしている	障害や病気のある家族がいて、介助や看病をしている	家計を支えるため、放課後は働いている	通訳等により、家族の意思疎通を支えている

(イラスト ©一般社団法人日本ケアラー連盟)

家族のお世話や手伝いをすること自体は本来、素晴らしい行為ですが、それが年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を伴うものであれば、本人の成育や学業への影響が懸念されます。

■相談から支援までの流れ

県や市町村では、幼い子供、高齢者、障害のある方、経済的にお困りの方等について、様々な福祉サービスを行っていますが、地域住民の支援ニーズは近年、複雑化・複合化の度合いを増していることから、関係機関の連携により、分野の垣根を超えた包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。

ヤングケアラーは、介護や生活困窮など、複合的な課題を抱えていることが少くないと考えられます。相談から支援までの基本的な流れは、まず本人の居住する市町村が相談に対応し、その後、市町村内の関係部署や、他の関係機関が連携しながら、本人に合った支援方法を検討し、実施につなげていく形となります。

[相談から支援までの基本的な流れ (イメージ)]

この図における市町村以外の「関係機関」とは、県、社会福祉協議会、民生委員、福祉施設などです



この手引きでは、ヤングケアラーにおいて想定される具体的なケースに応じ、本人やその家族がどのような福祉サービスを受けることができるかを例示しています。ただし、あくまでも例示ですので、手引きに掲載している福祉サービス以外にも、利用できるサービスがあるかもしれません。支援の必要なケースだと感じた場合には、まずは支援を要する本人が居住する市町村の窓口（下記参照）にお知らせください。

■ヤングケアラーに関する相談窓口

福祉サービスの担当機関は、サービスの分野や内容によって異なりますが、ヤングケアラーに関して相談のある場合には、まずは以下の窓口へお寄せください。 (令和5年6月1日現在)

市町村名	担当部署	TEL	市町村名	担当部署	TEL
和歌山市	こども総合支援センター	073-402-7830	有田川町	健康推進課 (家庭支援総合センター)	0737-22-4503
海南市	子育て推進課 (児童班)	073-483-8430	美浜町	子育て健康推進課	0738-23-4905
橋本市	子育て世代包括支援センター	0736-33-0039	日高町	子育て福祉健康課	0738-63-3801
有田市	こども課 (こども家庭支援係)	0737-22-3529	由良町	住民福祉課	0738-65-0201
御坊市	社会福祉課	0738-52-5033	印南町	住民福祉課	0738-42-1738
田辺市	子育て推進課 (こども家庭係)	0739-26-4927	みなべ町	健康長寿課	0739-74-3337
新宮市	子育て推進課	0735-23-3344	日高川町	保健福祉課	0738-22-9041
紀の川市	こども課	0736-79-3104	白浜町	民生課	0739-43-6594
岩出市	子ども家庭課	0736-61-2400	上富田町	福祉課保健センター班	0739-47-5300
紀美野町	保健福祉課	073-489-9960	すさみ町	教育委員会教育総務課	0739-55-2146
かつらぎ町	教育総務課	0736-22-0303	那智勝浦町	こども未来課	0735-52-2946
九度山町	福祉課	0736-54-2019	太地町	住民福祉課	0735-59-2335
高野町	介護福祉課	0736-56-2933	古座川町	教育委員会 (子育て支援センター)	0735-72-3344
湯浅町	健康推進課 (保健子ども係)	0737-65-3008	北山村	住民福祉課	0735-49-2331
広川町	教育委員会 (子育て対策班)	0737-23-7795	串本町	こども未来課	0735-67-7027

※ 子供、高齢者、障害者など、市町村における分野ごとの福祉サービスの担当部署については、上記窓口でご確認ください。

■手引きの見方

このページに、想定されるヤングケアラーの具体的なケースを例示し、それぞれのケースにおいて利用できる可能性のある福祉サービスについて、以下の番号で示しています。また、これらの番号に対応する福祉サービスの内容については、3～6ページをご覧ください。

[福祉サービスの番号] (分野別)

A01 ~ A11	子供のいる家庭への支援	3 ページ
B01 ~ B22	高齢者のための支援	3～4 ページ
C01 ~ C14	障害のある方のための支援	5 ページ
D01 ~ D03	コミュニケーションのための支援	6 ページ
E01 ~ E03	生活を支えるための支援	6 ページ
F01	難病患者の家族のための支援	6 ページ
G01	日常生活上の心配ごと相談	6 ページ

■想定されるケースと、利用可能性のある福祉サービス

ヤングケアラーの例	想定される具体的なケース	利用可能性のある福祉サービス
ケース 1 家事や幼いきょうだいの世話をしている	幼い子供の面倒をみてほしい ひとり親世帯の子育て支援について教えてほしい 経済的に苦しい	A01 A02 A03 A04 A05 A06 A07 A08 A09 A10 A11 A07 A08 A09 E01 E02 E03
ケース 2 高齢の家族がいて、見守りや介護をしている	家族の介護や認知症のことでの相談したい 要介護・要支援の認定を受けたい 自宅で介護を行うにあたり、手助けがほしい 家族の介護の手を休ませたい 自宅でリハビリや看護等を受けたい 自宅での介護等が難しく、施設に入所させたい 経済的に苦しい	B01 B02 B01 B03 B04 B05 B09 B13 B14 B10 B11 B12 B13 B14 B06 B07 B08 B09 B14 B15 B16 B17 B18 B19 B20 B21 B22 E01 E02 E03
ケース 3 障害や病気のある家族がいて、介助や看病をしている	家族の障害のことでの相談したい 依存症(※)について相談したい ひきこもりについて相談したい 障害支援区分の認定を受けたい 自宅で介助を行うにあたり、手助けがほしい 家族の介助・看病の手を休ませたい 自宅での介助等が難しく、施設に入所させたい 経済的に苦しい	C01 C02 C02 C03 (※) アルコールや薬物、ギャンブル等 C01 C02 C04 C01 C05 C06 C07 C08 C11 C09 C10 C12 C13 F01 C14 A08 E01 E02 E03
ケース 4 家計を支えるため、放課後は働いている	経済的に苦しく、生活を立て直したい 経済的に非常に苦しく、速やかな支援がほしい	E01 E03 E02
ケース 5 通訳等により、家族の意思疎通を支えている	音声での意思疎通ができない家族がいる 日本語が第一言語でなく、通訳の必要な家族がいる	C01 D01 D02 D03
各ケース 共通	家族に関する心配ごとについて相談したい	G01

A 子供のいる家庭への支援

(県の所管課)
子ども未来課

【注】市町村によって条件が異なる場合や、一部の事業を実施していない場合もあり

I 日常生活の支援

施設等で一時的に子供を預かってもらう	A01	保育所（認定こども園）	就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
	A02	一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園や保育所等で一時的に預かる
	A03	放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供
	A04	短期入所生活援助事業（ショートステイ）	病気や出産等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を施設等で一時的に預かる
	A05	夜間養護事業（トワイライトステイ）	仕事等のため保護者が平日夜間または休日に不在となり、養育が困難となった場合に、児童を施設等で預かる
保育等に係る助け合い	A06	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり援助を受けたい方と、援助を行いたい方とのマッチングを行う（会員登録が必要）

《 担当機関 》 市町村
《 費用負担 》 市町村によって異なる

II ひとり親家庭への支援

経済的支援	A07	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭を支援するための貸付金（要返済）
	A08	児童扶養手当	ひとり親家庭を支援するための給付金（ひとり親ではないが、父または母に重度障害がある場合も対象）
	A09	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童およびその親について、医療費の自己負担分を助成
		《 担当機関 》 市町村	
生活支援	A10	見守り支援事業	見守り支援員が、子育て等の悩みごと相談に応じ、解決のための自立支援プログラムを作成（無料）
	A11	日常生活支援事業	仕事のため保護者の帰宅が遅くなる場合等に、日常生活支援員が自宅を訪問し、家事や保育等を支援

《 担当機関 》 市町村
《 費用負担 》 市町村によって異なる（見守り支援事業は無料）

B 高齢者のための支援

(県の所管課)
長寿社会課

I 高齢者に関する相談

総合的な相談支援	B01	地域包括支援センターによる相談支援	高齢者の介護、健康、福祉、医療、生活の困り事など、高齢者に関する総合相談窓口
《 担当機関 》 地域包括支援センター（各市町村に設置）			
専門的な相談支援	B02	認知症疾患医療センターによる相談支援	精神保健福祉士など専門職が、認知症の症状のある方の相談に応じ、必要なサービスの案内や鑑別診断の手続、その後の対応を行う

《 担当機関 》 認知症疾患医療センター（※の各病院に設置）

※ 県立医科大学附属病院（本院及び紀北分院）、国保野上厚生総合病院、公立那賀病院、有田市立病院、ひだか病院、（独）国立病院機構南和歌山医療センター、新宮市立医療センター

II 要介護・要支援の認定等

B03	市町村への申請	要介護・要支援の認定等を受けることで、介護保険の各種サービスを受けることができるようになる
-----	---------	---

《 担当機関 》 市町村 または 地域包括支援センター

< 介護保険サービス >

III 要介護・要支援の認定等を受けて利用できるサービス

【注】下記のほか、福祉用具の貸与や購入、住宅の改修等に係る支援もあり

自宅において サービスを受ける	B04 訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行う
	B05 訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴の介助を行う
	B06 訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が訪問し、リハビリを行う
	B07 訪問看護	看護師等が訪問し、療養上の世話をを行う
	B08 居宅療養管理指導	医師や薬剤師等が訪問し、療養上の指導等を行う
	B09 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行う
施設に通い サービスを受ける	B10 通所介護 (デイサービス)	通所介護施設において、日帰りで食事や入浴の提供、機能訓練サービス等を行う
	B11 通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健施設において、日帰りでリハビリを行う
施設に宿泊し サービスを受ける	B12 短期入所 (ショートステイ)	特別養護老人ホームや介護老人保健施設等において、食事・入浴などの介護や機能訓練等を行う
通い・訪問・宿泊を組み合わせたサービス	B13 小規模多機能型居宅介護	「通いサービス」を中心に、「訪問」や「宿泊」を組み合わせ、入浴・排せつ、食事などの介護や機能訓練等を行う
	B14 看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」に訪問看護の機能を追加したサービスを行う
施設に入所し サービスを受ける	B15 特別養護老人ホーム	自宅での生活が困難な方（原則要介護3以上）に、食事・入浴などの介護や日常生活上の世話をを行う
	B16 介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリが必要な方に、介護や機能訓練等を行う
	B17 介護医療院	生活の場としての機能も備えた施設において、長期療養を必要とする方に、医療と介護を一体的に行う
	B18 認知症高齢者グループホーム	認知症の方が、少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受ける

《 担当機関 》 市町村 または 地域包括支援センター
《 費用負担 》 サービス利用に要した費用の1~3割 等

< 介護保険サービス以外 >

IV 要介護・要支援の認定を受けない くても利用できるサービス

施設に入所し サービスを受ける	B19 有料老人ホーム	食事や介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のうち、全部または一部をサービスとして行う
	B20 サービス付き高齢者向け住宅	安否確認や生活相談のサービスを行う（ただし、施設により、食事や洗濯・掃除等の家事サービスを行う場合あり）
	B21 軽費老人ホーム	家庭または住宅等の事情により自宅での生活が困難な方に、食事、入浴、生活支援等のサービスを行う
	B22 養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難な方に、健康管理や生活支援等を行う（市町村の措置による入所）

《 担当機関 》 市町村 または 地域包括支援センター
《 費用負担 》 施設、市町村によって異なる

C 障害のある方のための支援

(県の所管課)
障害福祉課

I 障害に関する相談

C01	市町村による相談支援	家族に障害（精神障害を除く）のある方がいる場合、居住市町村の障害福祉担当課が相談に応じ、職員が自宅を訪問
C02	保健所による相談支援	家族に精神障害（うつ、統合失調症など）のある方がいる場合、居住市町村を管轄する保健所が相談に応じ、職員が自宅を訪問
C03	依存症相談	アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症に悩む方や、その家族等からの相談に対応
《 担当機関 》 精神障害以外の場合 市町村 精神障害の場合 保健所		
C04	ひきこもり相談	ひきこもり状態にある本人やその家族、関係者等からの相談に対応

《 担当機関 》 市町村、県精神保健福祉センター、保健所

II 障害支援区分の認定 (障害児を除く)

C05	市町村への申請	障害支援区分の認定を受けることで、障害福祉サービスを受けることができるようになる
------------	---------	--

《 担当機関 》 市町村

III 障害支援区分の認定を受けて利用できるサービス

【注】どのサービスを利用できるかは、認定を受けた障害支援区分によって異なる

自宅においてサービスを受ける	C06	居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、障害のある方の介護を支援
	C07	重度訪問介護	常に介護を要する重度障害者のため、ホームヘルパーが自宅を訪問し、外出時を含め総合的に支援
	C08	行動援護	常に介護を要する精神・知的障害者のため、ホームヘルパーが自宅を訪問し、外出時を含め支援
施設に宿泊しサービスを受ける	C09	短期入所（ショートステイ）	短期間、障害者支援施設や児童福祉施設等に宿泊

《 担当機関 》 市町村

《 費用負担 》 サービス利用に要した費用の原則 1割

IV 障害支援区分の認定を受けなくとも利用できるサービス

施設に通いサービスを受ける	C10	自立訓練	自立した生活に向け、施設で身体機能や生活能力向上のための訓練を行う（自宅で行う場合もあり）
---------------	------------	------	---

《 担当機関 》 市町村

《 費用負担 》 サービス利用に要した費用の原則 1割

V 障害児のためのサービス

【注】「障害児」とは、障害のある方のうち18歳未満の方をいう

自宅においてサービスを受ける	C11	児童発達支援（居宅訪問型）	外出が著しく困難な重度の障害児のため、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う
施設に通いサービスを受ける	C12	児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う（医療型もあり）
	C13	放課後等デイサービス	放課後や長期休暇中に、施設で生活能力向上のための訓練を行う

《 担当機関 》 市町村

《 費用負担 》 サービス利用に要した費用の原則 1割

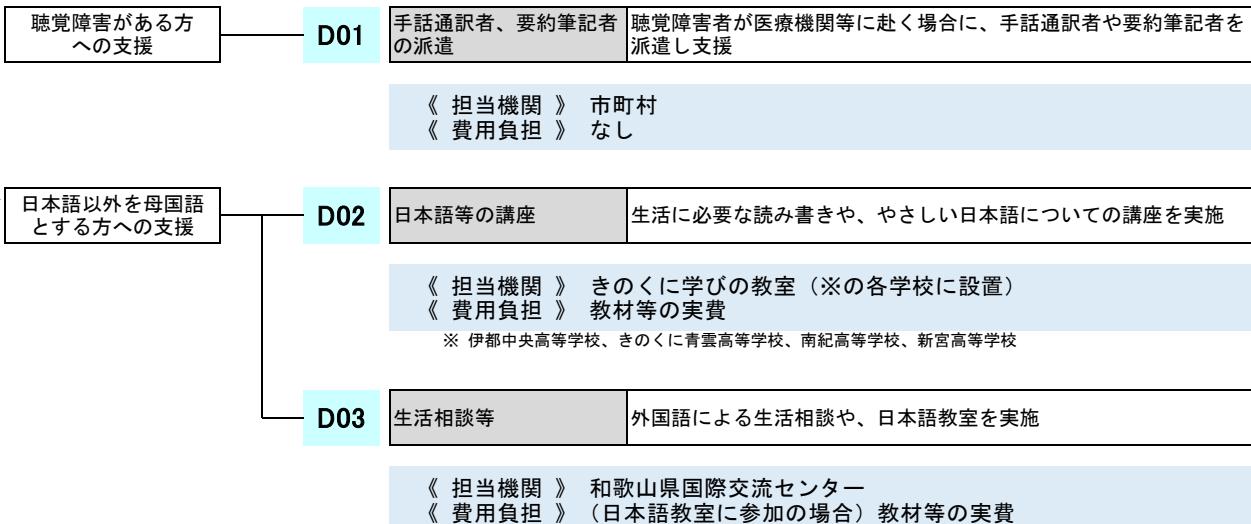
施設に入所しサービスを受ける	C14	障害児入所施設	日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能を付与する（福祉型・医療型の2種類あり）
----------------	------------	---------	--

《 担当機関 》 児童相談所

《 費用負担 》 サービス利用に要した費用の原則 1割

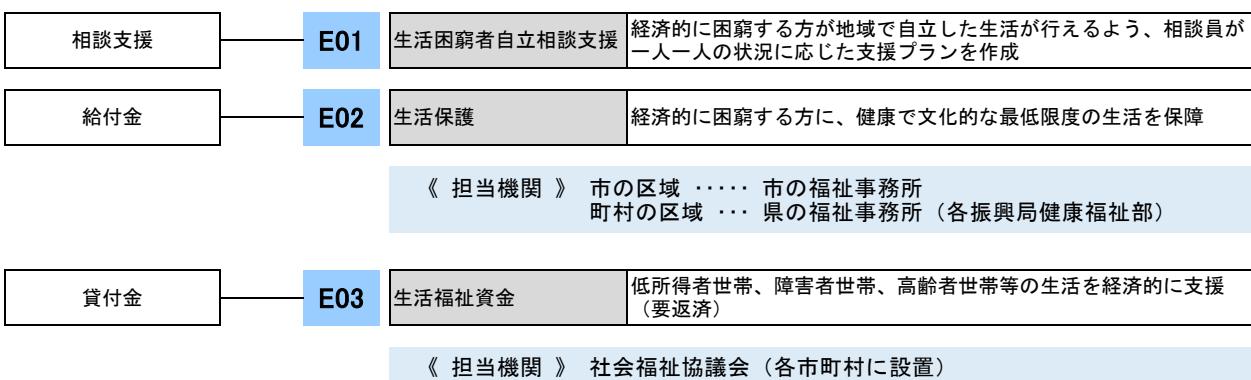
D コミュニケーションのための支援

(県の所管課)
障害福祉課 (★マークの支援を除く)



E 生活を支えるための支援

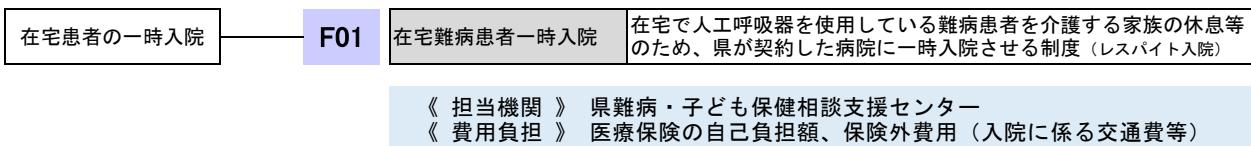
(県の所管課)
福祉保健総務課



F 難病患者の家族のための支援

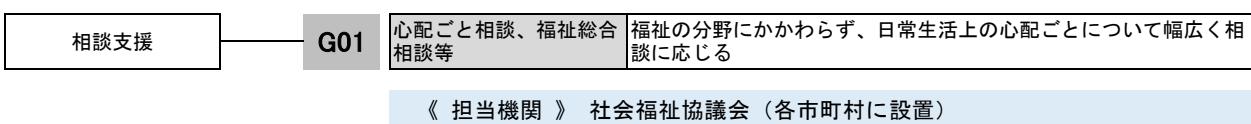
(県の所管課)
健康推進課

【注】和歌山県内に住所を有する方に限る



G 日常生活上の心配ごと相談

(県の所管課)
福祉保健総務課





福祉の各種制度に関するお問い合わせ先（和歌山県福祉保健部）

子供のいる家庭	子ども未来課	(TEL : 073-441-2492)
高齢者のある家庭	長寿社会課	(TEL : 073-441-2440)
障害のある方のある家庭	障害福祉課	(TEL : 073-441-2530)
経済的にお困りの家庭	福祉保健総務課	(TEL : 073-441-2472)
難病患者のある家庭	健康推進課	(TEL : 073-441-2640)

ヤングケアラー支援のための 福祉サービスの手引き

発行 令和5年6月（改訂版）

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 福祉保健総務課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 TEL:073-441-2472